令２医務保険第１０６号

令和２年(2020年)４月１３日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた

診療等の時限的・特例的な取扱いについて

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局等から通知がありましたのでお知らせします。

　ついては、下記に該当する場合には、別添調査票により報告をお願いします。

記

１　電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を実施する場合

（１）提出書類　電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

（２）提出期限　令和２年４月２２日（水）

　※厚生労働省ホームページ等で公表されます。

※提出期限後に新たに電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を実施することとした場合は、随時報告してください。

２　別添国通知１（１）及び（３）②により初診から電話や情報通信機器を用いて診療を実施した場合

　（１）提出書類　医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

（２）提出期限　各月第２週の火曜日までに前月分を報告

３　報告の提出先

　＜返信先メールアドレス＞byouin@pref.yamaguchi.lg.jp

＜ＦＡＸ番号＞　０８３－９３３－２９３９

医療指導班　竹永

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939